

当別町地域防災計画

【概要版】



| | |
|------------------|----|
| 地域防災計画とは | 1 |
| 【一般災害対策編】 | |
| 第1章 総則 | 2 |
| 第2章 当別町の地勢と概要 | 7 |
| 第3章 防災体制 | 8 |
| 第4章 災害予防計画 | 15 |
| 第5章 災害応急計画 | 22 |
| 第6章 事故災害対策計画 | 32 |
| 第7章 災害復旧・被災者援護計画 | 35 |
| 【地震災害対策編】 | |
| 第1章 総則 | 32 |
| 第2章 地震に強いまちづくり | 35 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 36 |

地域防災計画とは

1 計画の目的

当別町地域防災計画(以下「地域防災計画」といいます。)は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて、当別町防災会議が作成するものです。当別町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

災害対策基本法第42条(抜粋)

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 計画の構成と内容

地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編と資料編によって構成されます。

| 項目 | 内容 | |
|---------------------|----------------|------------------------------------|
| 一般 災害 対策 編 | 1 総則 | 計画の目的、防災関係機関、町民、事業所の役割 |
| | 2 当別町の地勢と災害の概要 | 町の自然条件、災害の想定 |
| | 3 防災体制 | 防災会議、災害対策本部体制、気象警報等の概要 |
| | 4 災害予防計画 | 災害発生又は拡大を未然に防止するための計画 |
| | 5 災害応急対策計画 | 災害の発生を防御又は応急救助等、災害の拡大を防止するための計画 |
| | 6 事故災害対策計画 | 自然災害以外の大規模な事故の対策に関する計画 |
| | 7 災害復旧・被災者援護計画 | 公共施設の復旧や被災者の生活再建に関する計画 |
| 地震 災害 対策 編 | 1 総則(災害想定) | 想定地震の概要と被害想定 |
| | 2 地震に強いまちづくり | 地震に関する防災知識の普及啓発や火災予防、建物災害予防等に関する計画 |
| | 3 災害応急対策計画 | 地震情報の収集・伝達、火災等の対策に関する計画 |
| | 4 災害復旧・被災者援護計画 | 迅速な復旧復興、被災者等の生活再建に関する計画 |

【一般災害対策編】

第1章 総則

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるよう、必要な措置を講ずるものとします。

1 当別町

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|----------|--|
| 当 別 町 | (1) 町防災会議の事務に関する事。 (2) 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。 (3) 町の所掌に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事。 (4) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整に関する事。 (5) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集報告を行う事。 (6) 防災思想の普及、防災訓練の実施に関する事。 |
| 当別町教育委員会 | (1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する事。 (2) 避難等における文教施設の使用に関する事。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策、被害調査及び報告に関する事。 |

2 消防機関

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|-----------------------------|--|
| 石狩北部地区消防事務組合 当別消防署・当別消防団 | (1) 災害予防対策及び事前措置に関する事。 (2) 災害における被害の拡大防止及び災害の鎮圧等の直接的活動に関する事。 (3) 災害時における町民等の避難誘導及び人命救助活動に関する事。 |

3 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|---|--|
| 北海道開発局 札幌開発建設部 (札幌道路事務所) (札幌河川事務所) (札幌北農業事務所篠津地域農業施設管理支所) | (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関する事。 (3) 緊急災害対策派遣隊(TEC—FORCE)の派遣に関する事。 (4) 水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣(リエゾンの派遣)に関する事。 (5) 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 (6) 浮体式防災施設(防災フロート)の被災地への派遣に関する事。 (7) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関する事。 |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>(8) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(9) 国道及び高速道路(直轄管理)の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(10) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。</p> <p>(11) 補助事業に係る指導、監督に関すること。</p> |
| 北海道森林管理局 石狩森林管理署 | <p>(1) 所管国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。</p> <p>(2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。</p> <p>(3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。</p> <p>(4) 災害時における当別町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。</p> |
| 北海道農政事務所 札幌地域拠点 | <p>(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</p> |
| 札幌管区気象台 | <p>(1) 気象、地象、地動及び水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> |
| 北海道総合通信局 | <p>(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</p> <p>(2) 非常通信協議会の運営に関すること。</p> |

4 自衛隊

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|-------------------------|--|
| 陸上自衛隊北部方面隊第10 即応機動連隊 | <p>(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊の一部を協力させること。</p> <p>(2) 災害に関する情報の伝達及び収集に関すること。</p> |
| 航空自衛隊当別分屯基地 | <p>(3) 災害派遣要請者の要請に基づき部隊等を派遣すること。</p> |

5北海道

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|--------------------------------|--|
| 石狩振興局地域創生部 危機対策室 | <p>(1) 石狩振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他の災害予防措置を講じること。</p> <p>(3) 災害応急対策及び復旧対策を実施すること。</p> <p>(4) 当別町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施に関し、総合調整を図ること。</p> <p>(5) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。</p> |
| 石狩振興局保健環境部 保健行政室 (江別保健所) | <p>(1) 医療班の編成、調整指導に関すること。</p> <p>(2) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 医薬品の保有状況、応急処置の連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 防疫活動、防疫調査指導及び健康指導に関すること。</p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| | (5) 避難所における衛生管理の指導に関すること。 (6) 医療、防疫薬剤の供給斡旋に関すること。 |
| 石狩振興局森林室 | (1) 所管道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所管道有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。 (3) 林野火災の予防対策を立て、その未然防止を図ること。 |
| 石狩教育局 | (1) 被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 (2) 避難等における文教施設の使用に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策、被害調査及び報告に関すること。 |
| 空知総合振興局 札幌建設管理部 (当別出張所) | (1) 災害時の関係公共土木施設被害調査及び災害応急対策を行うこと。 (2) 所管公共土木施設の改修、維持補修及び災害復旧を行うこと。 (3) 所管する道路の交通不能箇所の調整及び交通の確保を行うこと。 (4) 所管する雨量、水位観測情報の収集と通報連絡を行うこと。 (5) 水防技術の指導を行うこと。 |
| 石狩家畜保健衛生所 | (1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。 |

6 北海道警察

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|----------|--|
| 札幌方面北警察署 | (1) 町民等の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に協力すること。 |

7 指定公共機関

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|-----------------------------|---|
| 日本郵便(株) 北海道支社 (当別郵便局) | (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 (4) 当別町と締結した協定に基づく支援活動に関すること。 |
| 北海道旅客鉄道(株) (当別駅) | (1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。 |
| (株)NTT 東日本—北 海 道 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 |

| | |
|--|---|
| ㈱N T T ドコモ 北海道支社 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 |
| K D D I ㈱ | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 |
| ソフトバンク㈱ | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 |
| 日本赤十字社 北海道支部 (当別地区) | (1) 救援物資の供給に関すること。 (2) 赤十字奉仕団の避難所に対する奉仕に関すること。 (3) 義援金の募集、救援物資の輸送・配分等の協力に関すること。 |
| 北海道電力㈱ 北海道電力ネットワーク㈱ 札幌 北ネットワークセンター | (1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 |

8 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|---------------------|---|
| 一般社団法人江別医師会 | (1) 災害時における救急医療を行うこと。 |
| 一般社団法人札幌薬剤師会 北支部 | (1) 災害時における調剤、医療品の供給を行うこと。 |
| 土地改良区(当別・篠津中央) | (1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。 |
| 一般社団法人北海道LPガス協会 | (1) 災害時におけるガスの円滑供給に関すること。 |

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 事務又は業務 |
|----------------------|--|
| 北石狩農業協同組合 | (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 |
| 当別町森林組合 | (3) 共済金支払の手続きを行うこと。 (4) 町が実施する農林業被害調査及び応急対策の支援を行うこと。 |
| 当別町商工会 | (1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 (2) 被災事業主に対する融資及びその斡旋を行うこと。 |
| 当別建設協会 | (1) 災害時における応急工事、復旧工事の支援活動を行うこと。 |
| 石狩西部広域水道企業団 | (1) 災害時における水源地の管理及び水質の確保に関すること。 (2) 災害時における応急給水に関すること。 |
| 社会福祉法人当別町 社会福祉協議会 | (1) 災害ボランティアセンターの運営に関すること。 (2) 災害時におけるボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 |
| 当別町行政推進員連絡協議会 | (1) 自主防災組織の結成及び運営の推進に関すること。 (2) 災害時における被災状況の把握、情報伝達及び防災関係機関の活動への協力に関すること。 |

| | |
|-------------|--|
| | (3) 避難場所での活動に関すること。 |
| 一般運送業者 | (1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。 |
| 危険物関係施設の管理者 | (1) 災害における危険物の保全、火災事故等の防止及び災害応急措置の実施に関する こと。 (2) 予防思想、安全管理の徹底に関すること。 |
| 医療機関 | (1) 災害における医療防疫対策の協力に関すること。 |
| 電気通信事業者 | (1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援に関すること。 |

町民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本理念です。平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には地震の安全を守るよう行動することが重要です。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄及び非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術等の習得
- カ 町内会における要配慮者等への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者等の救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や、町民等が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

事業所の責務

各事業者は、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織が行う防災対策に協力しなければなりません。

また従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献など災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めます。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 予想被害からの復旧計画策定
- エ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

- オ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- カ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続、早期再開及び復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

第2章 当別町の地勢と災害の概要

当別町の自然条件

町の気候は、北海道全体からみると温暖であるが、平均的に冬はやや寒く、夏はやや暑い準大陸性気候です。年間の平均気温は8.0℃で、年間降水量は平均700mm前後となっています。

最多風向は西風であり、手稲連山と樺戸山地に挟まれた平地に位置する町の冬季は、石狩湾からの季節風がまともに吹き込んでくると、石狩湾低気圧による局地的豪雪によって、道内でも有数の吹雪常習地帯で、過去10年間の年間平均降雪量は872cmとなっています。

なお、令和3年度においては近年まれにみる大雪となり、年間1,021cmの降雪量を記録しました。

災害の想定

町で発生する恐れのある災害は次のとおりです。

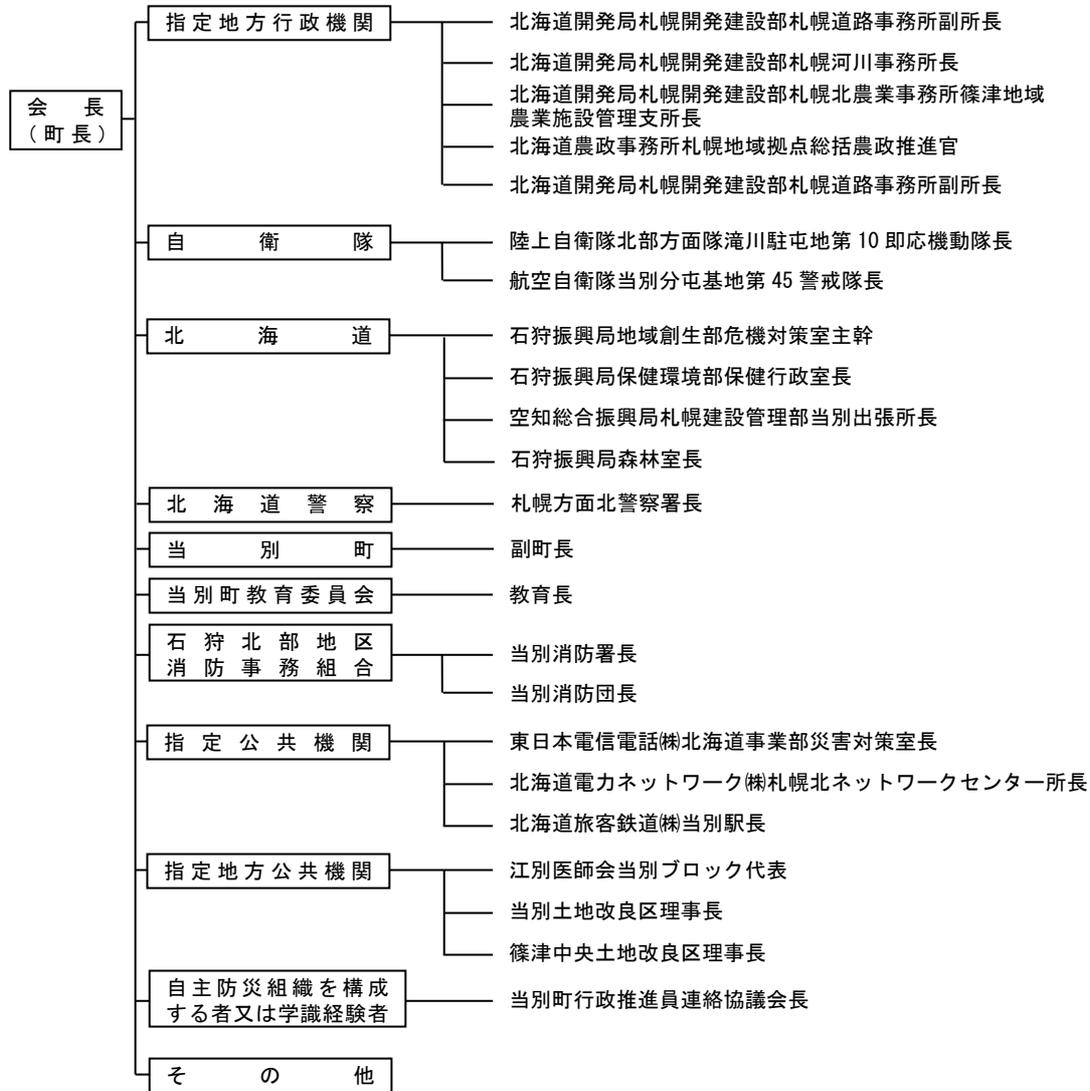
- (1) 暴風雨災害
- (2) 融雪出水災害
- (3) 雪害
- (4) 土砂災害
- (5) 地震災害

第3章 防災体制

当別町防災会議

当別町防災会議は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議します。

防災会議の組織



当別町災害対策本部

町内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災活動の推進を図るために必要と町長が認めたときは、当別町災害対策本部を設置し、防災会議と綿密な連携のもとに災害予防や応急対策を実施します。

1 対策本部の設置基準等

(1) 対策本部の設置基準

- ア 大規模な災害・事故が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
- イ 災害・事故が発生し、その規模及び範囲から特にその対策を必要とするとき。

ウ 本町に影響のある気象・地象及び水象に関する情報又は警報が発せられ、その対策を必要とするとき。

(2) 対策本部の設置

ア 対策本部は、原則として本庁舎に設置します。ただし、本庁舎が被災した場合は、本部長判断により、次の代替施設に設置することとします。

- ① 石狩北部地区消防事務組合当別消防署
- ② 当別町総合体育館

(3) 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析と、災害応急対策及び予防対策に関すること。
- (ウ) 各対策部間の調整に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請の要否に関すること。
- (オ) 他の市町村に対する応援要請に関すること。
- (カ) 救助法適用申請の要否に関すること。
- (キ) 被害状況視察隊編成要否に関すること。
- (ク) 被災者に対する見舞い金品給付の決定に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関すること。

(4) 対策本部の配備体制

(ア) 対策本部の配備基準

| 種別 | 配備時期 | 配備内容 | 配備体制 |
|--------|--|--|-----------|
| 第1非常配備 | 1 当別町に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他本部長が特に必要と認めたとき | 情報連絡のため各部の少数の人員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 | 各班長等 |
| 第2非常配備 | 1 当別町に気象特別警報(暴風、暴風雪、大雨又は大雪)が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 震度5弱の地震が発生したとき 3 大規模な停電が発生したとき 4 その他本部長が特に必要と認めたとき | 関係各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。 | 各班長及び必要班員 |
| 第3非常配備 | 1 広域にわたる災害で甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき 2 震度5強以上の地震が発生したとき | 対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 | 全職員 |

気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類や発表基準ならびに伝達方法は次のとおりです。

1 気象等に関する特別警報・警報の種類、発表基準

(1) 特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は、市町村単位で発表されます。

| 種 類 | 概 要 |
|---------|--|
| 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 |
| 大雪特別警報 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 |
| 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼び掛けられる。 |

(2) 警報

| 種 類 | 概 要 |
|-------|--|
| 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 発表基準 平均風速 秒速18m |
| 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 発表基準 12時間降雪の深さ50cm |
| 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼び掛けられる。 発表基準 平均風速 秒速16m(雪による視程障害を伴う) |

(3) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報です。

ア 洪水予報指定河川及び担当

| 水系名 | 河川名 | 担 当 |
|-----|----------------------|-----------------------|
| 石狩川 | 石狩川、当別川、篠津川、須部津川、豊平川 | 札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部 |

イ 種類及び発表基準

| 種 類 | 標 題 | 概 要 |
|-------|--------|--|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| | 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |

ウ 観測地点と基準水位

| 河川名 | 観測所名 | 氾濫注意水位(m) 警戒レベル2相当 | 避難判断水位(m) 警戒レベル3相当 | 氾濫危険水位(m) 警戒レベル4相当 |
|---------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 石狩川(下流) | 納内 | 58.9 | 59.2 | 60.1 |
| | 橋本町 | 24.6 | 26.5 | 27.0 |
| | 奈井江大橋 | 15.8 | 19.7 | 20.0 |
| | 月形 | 12.3 | 15.3 | 15.6 |
| | 石狩大橋 | 5.1 | 7.8 | 8.1 |
| | 篠路 | 2.9 | 4.6 | 4.9 |

(4) 水位周知河川

水位周知河川についての水位情報の通知は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達は、次の系統により行います。

ア 水位周知指定河川及び担当

(ア) 国土交通大臣指定河川 石狩川、当別川

(イ) 北海道知事指定河川 当別川

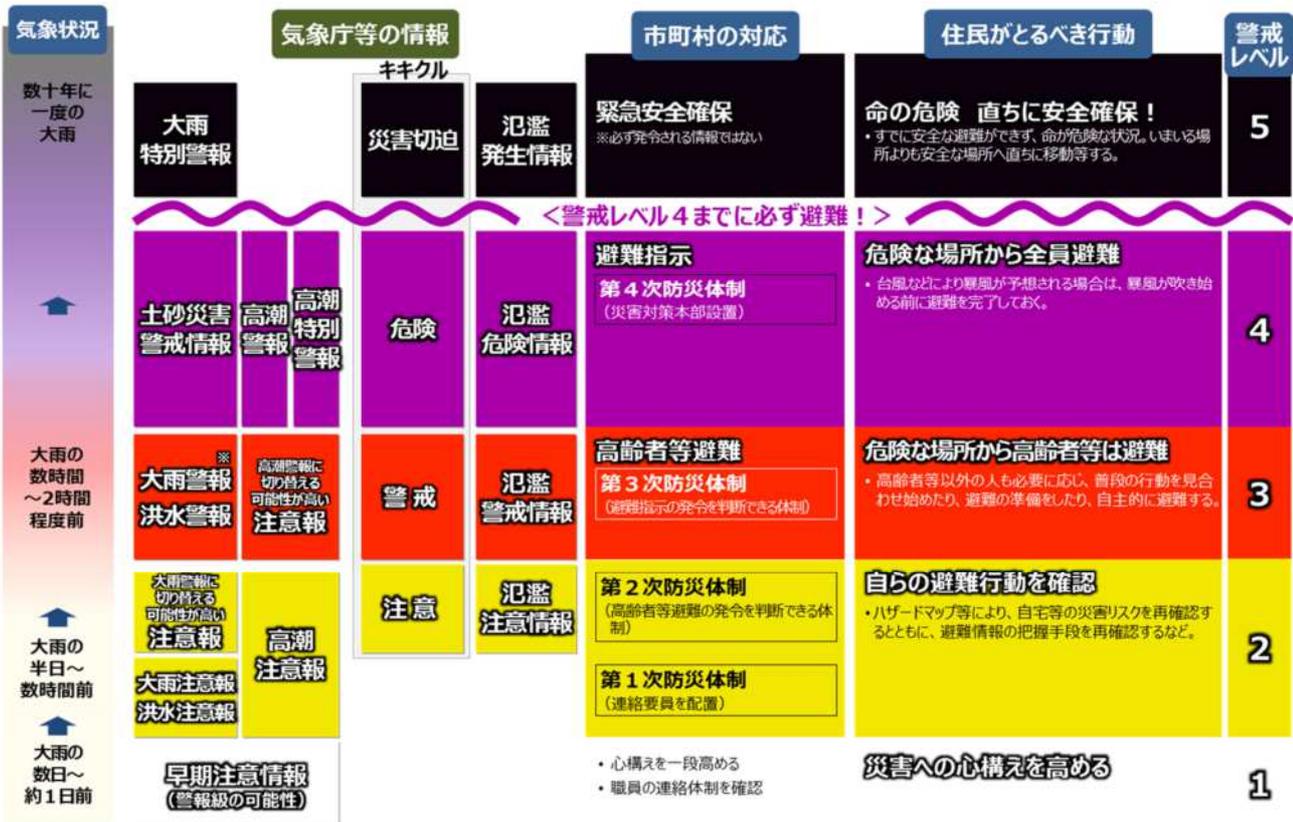
イ 水位周知河川の基準地点及び避難判断水位

| 河川名 | 観測所名 | 氾濫注意水位(m) 警戒レベル2相当 | 避難判断水位(m) 警戒レベル3相当 | 氾濫危険水位(m) 警戒レベル4相当 |
|-----|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当別川 | 当別川下 | 6.30 | 7.20 | 7.40 |
| | 樺戸 | 13.25 | 13.66 | 14.58 |

※各観測所の水位は国土交通省 HP「川の防災情報」で確認できます。

(洪水予報指定河川、水位周知河川共通)

2 気象情報と警戒レベル



※ 夜間〜翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い。注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

3 早期注意情報(警報級の可能性)

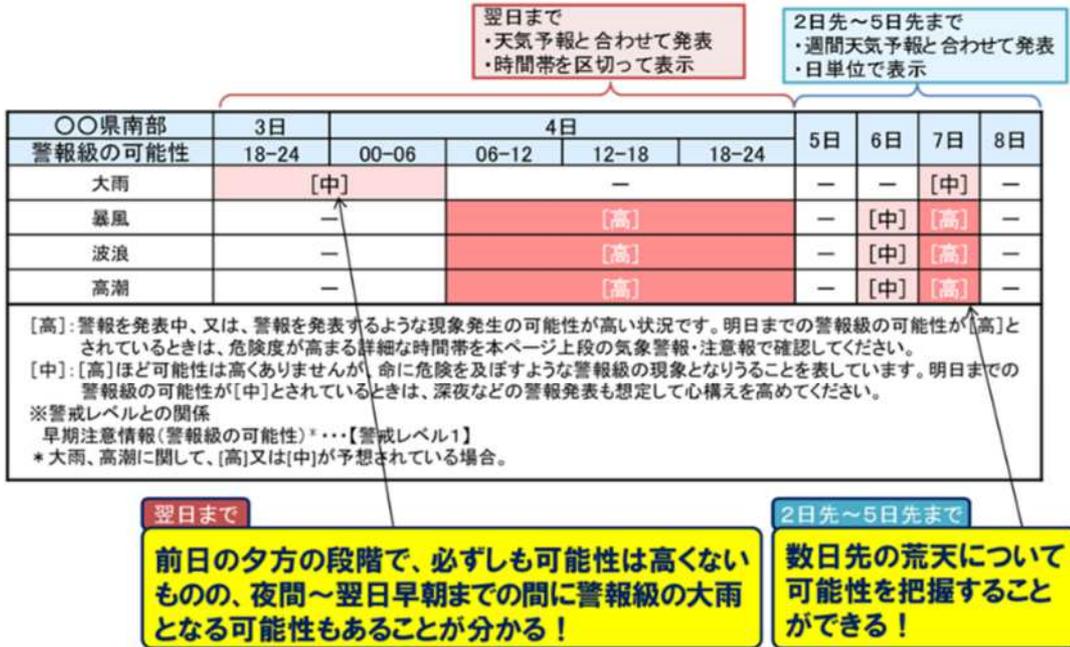
気象庁より、5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表されます。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表されます。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

5日先までの早期注意情報(警報級の可能性)

〇〇県南部の早期注意情報(警報級の可能性)

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を公表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を公表する可能性がある。



気象庁ホームページより

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、キキクル(危険度分布)の非常に危険(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表されます。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている状況です。

場所については、気象庁ホームページ内「キキクル」で確認することができます。

(1) キキクルの種類と概要

| 種 類 | 概 要 |
|---------------------------|---|
| 土砂キキクル(大雨警報の(土砂災害)の危険度分布) | 大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「非常に危険」(うす紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |

| | |
|--------------------|--|
| | ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 |
| 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) | 指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まり予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「非常に危険」(うす紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |

| 色が持つ意味 | 状況 | 住民等の行動の例※1 | 内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報 | 相当する警戒レベル |
|--|--|--|--------------------------|------------|
| 災害切迫 大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達 | 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 | (立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保! | 緊急安全確保 ※2 | 5相当 |
| <警戒レベル4までに必ず避難!> | | | | |
| 危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 | 命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。 | 土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 | 避難指示 | 4相当 |
| 警戒 2時間先までに警報基準に到達すると予想 | 土砂災害への警戒が必要な状況。 | 高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。 | 高齢者等避難 | 3相当 |
| 注意 2時間先までに注意報基準に到達すると予想 | 土砂災害への注意が必要な状況。 | ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。 | — | 2相当 |
| 今後の情報等に留意 | — | 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。 | — | — |

気象庁ホームページより

(2) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や町民等の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、石狩振興局と札幌管区气象台から共同で発表されます。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。(危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。)

第4章 災害予防計画

防災知識の普及

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、町職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育を推進することにより、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施に努めます。

1 普及・啓発及び教育の方法

防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ及びインターネット、SNSの活用
- (3) 新聞、広報誌等の活用
- (4) ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用

2 普及・啓発を要する事項

- (1) 防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助(身を守るための備えや備蓄)・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置

3 災害の応急措置

- ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
- イ 災害の調査及び報告の要領、方法
- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
 - (ア) (家庭内、組織内の)連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得

4 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めます。

5 町職員に対する教育

防災対策の円滑な推進を図るため、町職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担等についての研修会や講習会等を開催し、町職員に次の事項について周知徹底を図ります。

- (1) 防災計画の熟知
- (2) 町における災害の状況と防災対策
- (3) 町職員に課せられた役割
- (4) 災害対策として現在行われている事業の知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 今後防災対策として取り組む必要のある課題

防災訓練計画

町は、防災に関する知識及び技能の向上と、町民等に対する防災知識の普及を図ることを目的として防災訓練を実施します。また、防災訓練は、実施内容に応じて各関係機関と連携を図りながら訓練計画を作成し、共同で実施するものとします。

なお、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善についても検討します。

1 訓練の種別等

- (1) 防災総合訓練
- (2) 水防訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 避難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 災害対策本部設置・運営訓練
- (8) 災害図上訓練

自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに町民、事業所等における自主防災組織の体制の整備、育成を推進します。

その際、女性の参画の促進に努めます。

1 町民等による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、町民等が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図ります。

また、自主防災組織普及のため、啓発資料の作成をはじめ防災セミナーや出前講座の実施等により、自主防災組織のリーダー育成に努めます。

なお、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めます。

2 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を迅速かつ正確に町民等に伝達し、また地域の被害状況等を防災関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大や延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出救護活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 災害図上訓練(DIG)

地域内の図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。町民等の立場に立った図上訓練を実践する。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民等の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救出救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を町民等へ伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の崩壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防機関等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出救助活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、

救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難(以下「避難指示等」という。)が発令された場合には、町民等に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

オ 指定避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織が主体となるなど、町民等による自主的な運営を進める。

物資の調達・確保及び防災資器材等の整備計画

災害時において町民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資器材の整備に努めるとともに、地域内備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ備蓄量の把握に努めます。

1 食料その他の物資の確保

ア 町は、当別町防災備蓄計画を策定し、大規模災害時に家屋の倒壊・消失等により避難した町民等に救援物資が到達するまでの間、避難所において最低限必要な食料、生活必需品及び行政の応急対策要員用の物資を選定し、計画的な備蓄に努める。

イ 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。また、応急飲料水の確保及び応急給水資器材の整備(備蓄)に努める。

ウ 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、町民等に対し、「最低3日間、推奨1週間分」の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資器材及び備蓄倉庫の整備

町は、災害時に必要とされる資器材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努めます。

| 備蓄場所 | | 所在地 |
|-------|-------------------|---------------|
| 防災拠点 | 当別町役場防災倉庫 | 当別町白樺町58番地9 |
| | 当別町総合保健福祉センター防災倉庫 | 当別町西町32番地 |
| | 当別消防署 | 当別町錦町351番地 |
| | 太美町污水处理センター | 当別町太美町1453番地7 |
| 指定避難所 | 当別町総合体育館 | 当別町白樺町2792番地 |
| | 旧当別小学校 | 当別町元町102番地 |
| | とうべつ学園 | 当別町下川町125番地 |
| | 西当別コミュニティーセンター | 当別町太美町22番地7 |
| | 西当別小学校 | 当別町太美町1481番地 |
| | 西当別中学校 | 当別町獅子内5134番地1 |
| | 北欧の風道の駅とうべつ | 当別町当別太774番地11 |

避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくく、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保を図るため、町民等、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めます。

1 安全対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 町の対策

- ア 地域防災計画の策定
- イ 要配慮者の把握
- ウ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供
- エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- オ 個別避難計画の作成
- カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供
- キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応
- ク 福祉避難所の指定

(2) 社会福祉施設等の対策

- ア 防災設備等の整備
- イ 組織体制の整備
- ウ 緊急連絡体制の整備
- エ 防災教育・防災訓練の充実

2 要配慮者利用施設

| No. | 施設名 | 所在地 | 施設種類 |
|-----|------------------|--------------------|-------------------|
| 1 | 特別養護老人ホーム当別長寿園 | 太美町 1488 番地 19 | 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 |
| 2 | 特別養護老人ホーム長寿の郷 | 太美町 1488 番地 18 | 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 |
| 3 | 養護老人ホーム長寿園 | 太美町 1488 番地 274 | 養護老人ホーム |
| 4 | 介護老人保健施設愛里苑 | ビトエ 2200 番地 1 | 介護老人保健施設・短期入所療養介護 |
| 5 | 有料老人ホームらくら当別 | 太美町 2343 番地 39 | 特定施設入居者生活介護 |
| 6 | グループホームらくらの家・ふとみ | 太美南 818 番地 62 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 7 | パークアベニューとうべつ | 西町 36 番地 8 | サービス付き高齢者向け住宅 |
| 8 | とうべつりっか | 幸町 51 番地 31 | サービス付き高齢者向け住宅 |
| 9 | にわとこ | 末広 5248 番地 8 | サービス付き高齢者向け住宅 |

| | | | |
|----|----------------------------------|-----------------|---------------------|
| 10 | 小規模多機能型居宅介護さくら | 弥生 2 番地 1 | 小規模多機能型居宅介護 |
| 11 | 愛里苑通所リハビリテーション | ビトエ 2200 番地 1 | 通所リハビリテーション |
| 12 | 当別町デイサービスセンター | 西町 32 番地 2 | 通所介護 |
| 13 | 勤医協当別デイサービスふきのとう | 末広 118 番地 52 | 通所介護 |
| 14 | ひまわり健康倶楽部 | 春日町 97 番地 1 | 通所介護 |
| 15 | デイサービスセンターふくろうの森 | 幸町 51 番地 31 | 地域密着型通所介護 |
| 16 | デイサービス らくらふとみ | 太美町 2343 番地 39 | 地域密着型通所介護 |
| 17 | デイサービスセンター結 | 太美町 1488 番地 274 | 地域密着型通所介護 |
| 18 | 共用型デイサービス らくらの家・ふとみ | 太美南 818 番地 62 | 認知症対応型通所介護（共用型） |
| 19 | 生活介護事務所「によきによき」 | 弁華別 429 番地 | 生活介護 |
| 20 | 高岡アクティビティ | 高岡 1813 番地 1 | 生活介護 |
| 21 | 短期入所施設 anemone | 春日町 94 番地 22 | 短期入所 |
| 22 | 子ども発達支援センター | 西町 32 番地 1 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |
| 23 | 放課後等デイサービスセンター「amaririsu」 | 六軒町 70 番地 18 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |
| 24 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所「グループホームつくし」 | 元町 493 番地 26 | 共同生活援助 |
| 25 | 清瀬マンション | 春日町 94 番地 22 | 共同生活援助 |
| 26 | グループホーム「ゆうゆうのいえ」 | 太美町 1488 番地 280 | 共同生活援助 |
| 27 | Farm Agricola | 弥生 52 番地 11 | 就労継続支援（A 型） |
| 28 | U-Garden | 弥生 51 番地 38 | 就労継続支援（A 型） |
| 29 | 当別町共生型コミュニティー農園「べこべこのはたけ」 | 太美町 1481 番地 6 | 就労継続支援（B 型） |
| 30 | Largo | 園生 54 番地 29 | 就労継続支援（B 型） |
| 31 | PAWROOM | 太美町 1486 番地 24 | 就労継続支援（B 型） |
| 32 | 当別町地域活動支援センター「つくしの郷」 | 末広 2 番地 1 | 地域活動支援センター |
| 33 | 認定こども園当別夢の国幼稚園 | 北栄町 20 番地 1 | 認定こども園 |
| 34 | 認定こども園おとぎのくに | 太美町 1480 番地 8 | 認定こども園 |
| 35 | とうべつ学園 | 下川町 125 番地 | 義務教育学校 |
| 36 | 西当別小学校 | 太美町 1481 番地 | 小学校 |
| 37 | 西当別中学校 | 獅子内 5134 番地 1 | 中学校 |
| 38 | 当別子どもプレイハウス | 下川町 125 番地 | 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 |
| 39 | 西当別子どもプレイハウス | 太美町 1481 番地 | 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 |

3. 福祉避難所

| No. | 施設名 | 所在地 |
|-----|------------------|----------|
| 1 | 当別町総合保健福祉センターゆとろ | 西町 32 番地 |

第5章 災害応急計画

災害広報計画

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、町民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

1 災害情報の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

総務部長は、本部長の承認を得て報道機関への災害情報の発表及び町民等に対する災害情報の提供並びに広報活動を実施するものとする。

(2) 町民等及び被災者に対する広報の方法及び内容

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- (イ) 広報誌、チラシ類の印刷物の利用
- (ウ) 広報車両の利用
- (エ) 電話・文書等による自主防災組織への連絡
- (オ) インターネット・SNS、町ホームページの利用
- (カ) メール配信
- (キ) 自動販売機を活用した文字情報システムの利用

(3) 町民等及び被災者に対する広報事項

- (ア) 災害の状況に関する情報
- (イ) 避難に関する情報
 - a 避難指示に関すること
 - b 避難所の開設に関すること
 - c 避難経路に関すること
- (ウ) 応急対策の状況に関する情報
 - a 救護所の開設に関すること
 - b 交通機関、道路の復旧に関すること
 - c 電気、水道等の復旧に関すること
- (エ) その他町民生活に必要な情報
 - a 給水、給食に関すること
 - b 電気、ガス、水道による二次災害の防止に関すること
 - c 防疫に関すること

避難対策計画

町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行います。

1 避難指示等の発令基準

(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)

高齢者等(避難を完了させるのに時間を有する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。

高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇の恐れがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難すること望ましい。

(2) 避難指示(警戒レベル4)

危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。

(3) 緊急安全確保(警戒レベル5)

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

| 警戒レベル | 町民等がとるべき行動 | 町民等に避難を促す情報 避難情報等 |
|--------|---|---------------------------|
| 警戒レベル5 | 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 | 緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。 |
| 警戒レベル4 | 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 | 避難指示 |
| 警戒レベル3 | 高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 高齢者以外の人必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | 高齢者等避難 |
| 警戒レベル2 | 災害に備え自らの避難行動を確認する。 | 洪水・大雨注意報 |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。 | 早期注意情報 |

ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全が確保されるとは限らない。

2 避難方法

(1) 避難誘導

ア 避難誘導者

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等

への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民等がとれるよう努めるものとする。

イ 避難の順位

避難にあたっては、自主防災組織と連携のもと要配慮者を優先的に避難させるものとする。

ウ 避難路の決定

避難路の選定にあたっては、火災、落下物、路面陥没、がけ崩れ、地すべり、雪崩、破堤等の危険がないことを確認して誘導するものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力の避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって行うものとする。

3 指定避難所の開設

(1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所な安全性の確保に努めるものとする。

(2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル棟を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して親戚や友人の家等への避難を促す。

4 指定避難所の運営

(1) 町は、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

(2) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町における助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

(3) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(4) 町は、指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

1 ボランティア団体等の協力

町、道及び防災関係機関等は、社協、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとします。

2 ボランティアの受け入れ

町、道、社協及び防災関係機関等は、相互に協力して、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ調整等、その受け入れ体制を確保するよう努めるものとします。

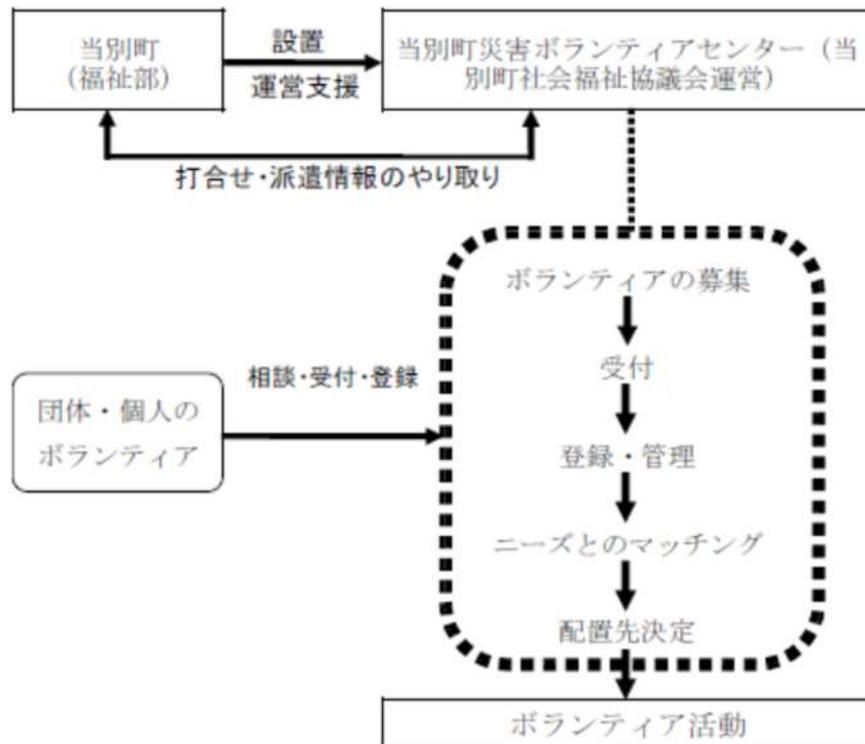
3 ボランティア団体等の活動内容

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 災害ボランティアセンターの設置要請

町は、社協に対して、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を要請する。

【当別町災害ボランティアセンター設置・運営図】



第6章 事故災害対策計画

道路災害対策計画

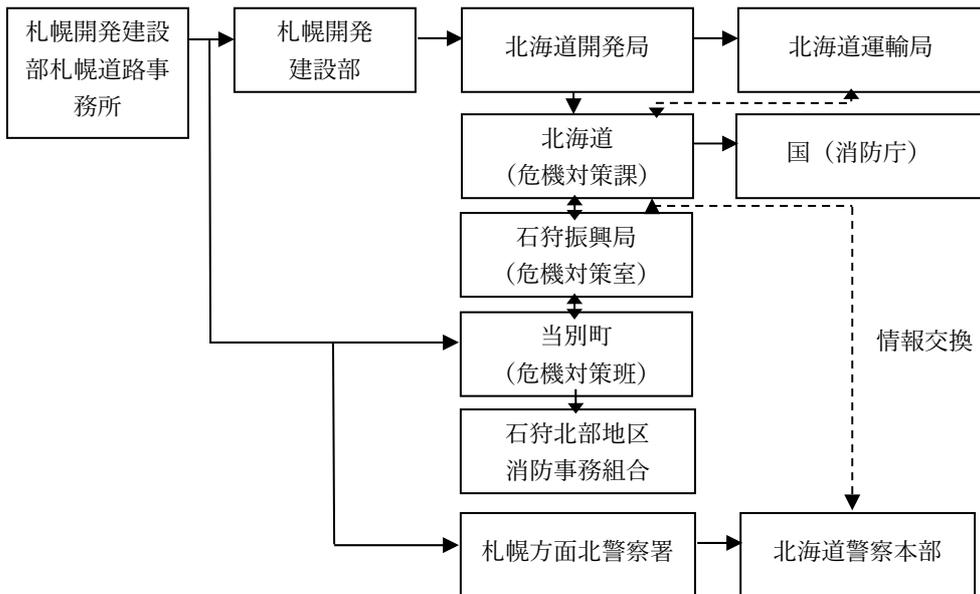
道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりです。

(1) 情報通信

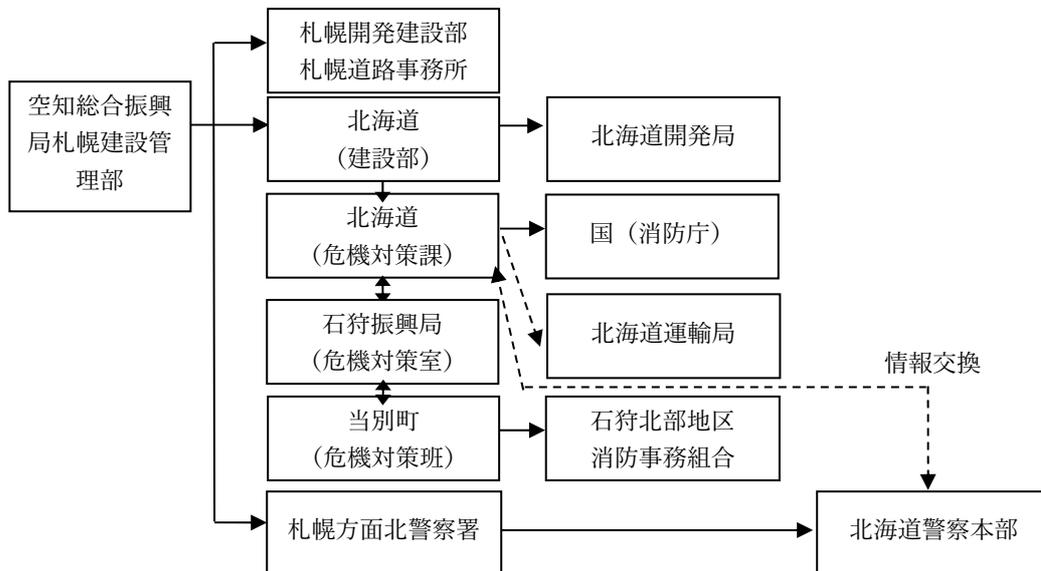
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及びその通信等は次により実施します。

ア 情報通信連絡系統

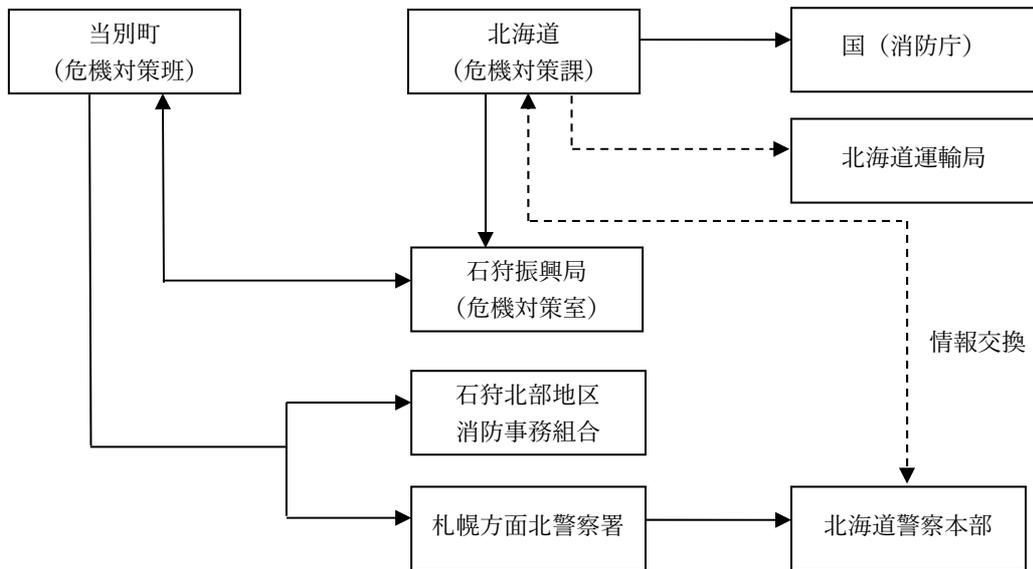
(7) 国の管理する道路の場合



(4) 道の管理する道路の場合



(ウ) 当別町の管理する道路の場合



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりです。

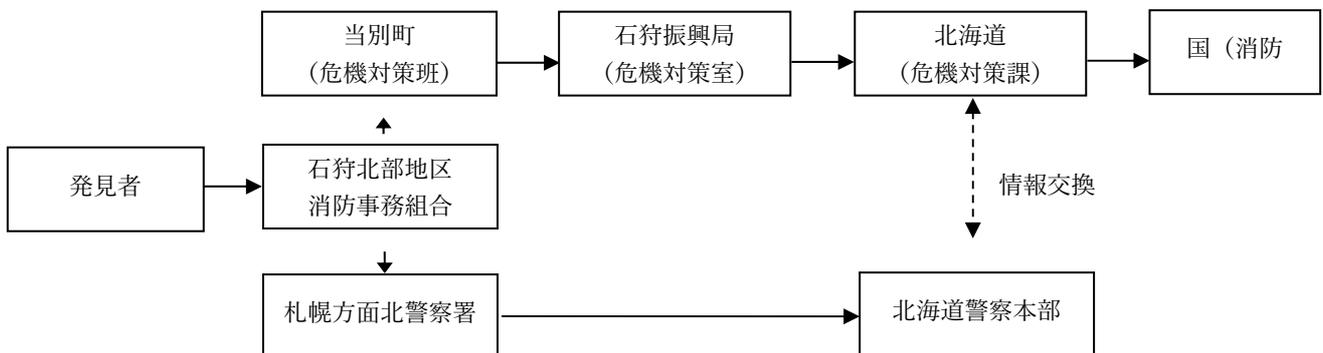
災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

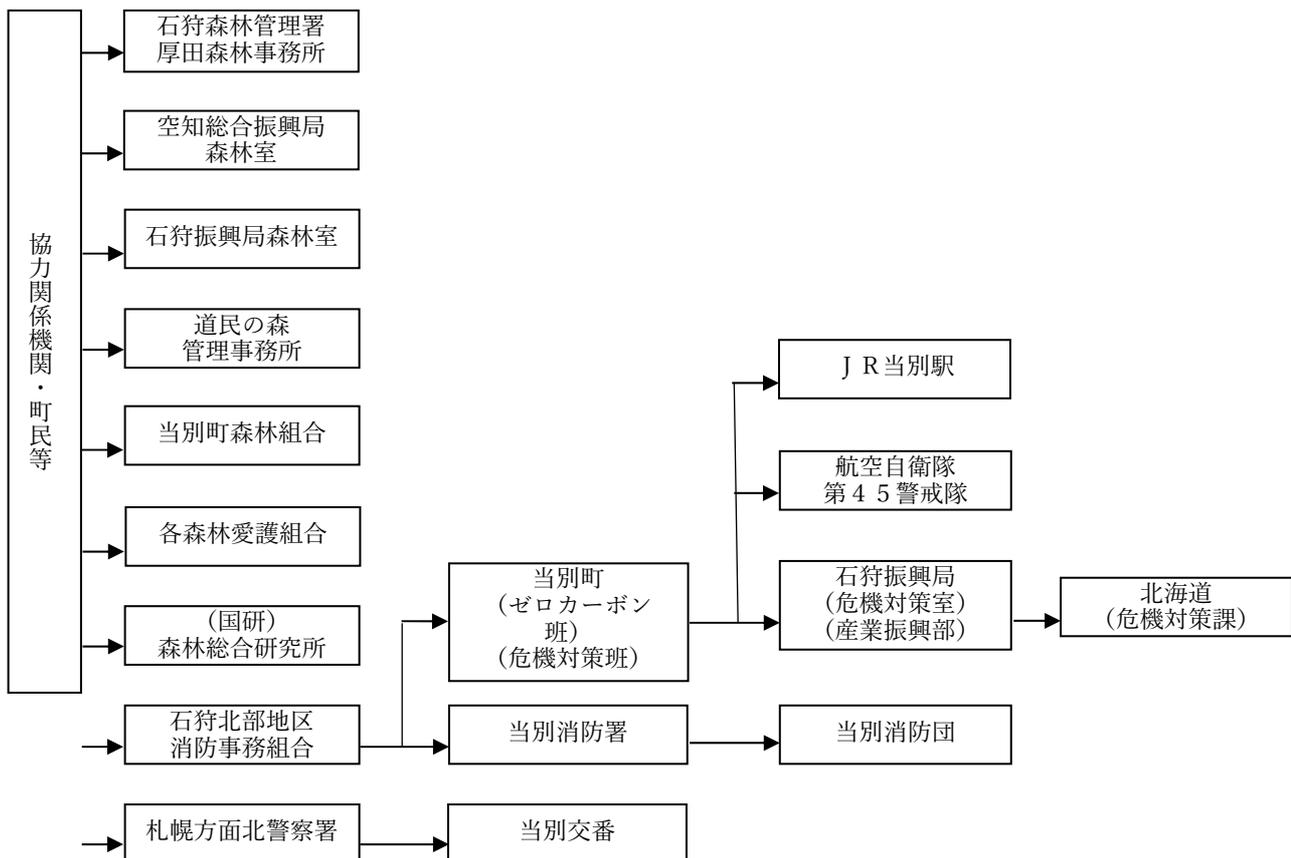
(ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

林野火災対策計画

林野を火災から保護するための予防措置及び火災発生の場合における効率的な消火措置については、次のとおりです。

(1) 情報通信

ア 林野火災発生通報系統



イ 実施事項

(ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

(ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(エ) 町及び石狩振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

大規模停電対策計画

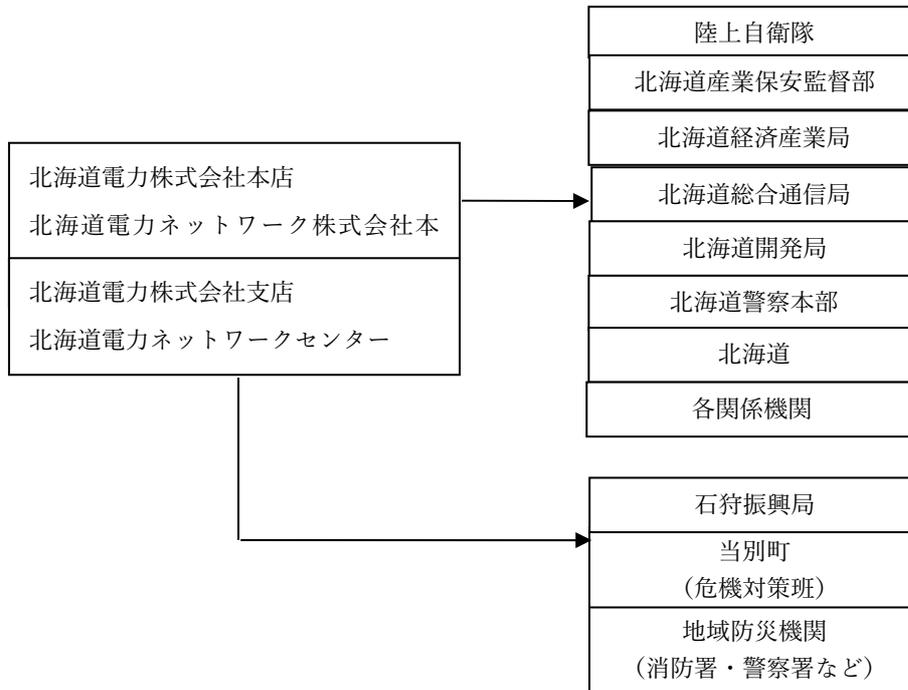
大規模停電災害により、町民等の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、次のとおりです。

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第7章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、被災者の生活や社会経済活動の早期回復をめざし、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図ります。

また、計画の作成にあたっては町民等の意見を十分聴取した上で、関係機関と調整を図ります。

災害復旧計画

1 実施責任

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

(1) 生活福祉資金

(2) 母子父子寡婦福祉資金

(3) 災害援護資金貸付金

- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等(都道府県見舞金、災害対策交付金を含む)
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- (11) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

【地震災害対策編】

第1章 総則(災害想定)

地震被害想定

1 北海道における地震の想定

(1) 北海道東部地震

この地震はM8.25 と、規模が大きい地震を想定しており、当別町の想定震度は4となっている

(2) 日高中部地震

この地震はM7.25 であり、1982 年の浦河沖地震の再来を想定したもので、当別町の想定震度は4となっている。

(3) 石狩地震

この地震はM6.75 と規模は小さいが、震源に近い当別町は危険度が特に高く想定震度は6であり、今後北海道と協力して詳細な検討が必要である。

(4) 留萌沖地震

この地震はM7.0 で、かつ、震源が沖合いであるため、羽幌町から石狩市厚田区にかけての海岸沿いの地域が震度5以上で、当別町の想定震度は4である。

(5) 後志沖地震

この地震はM7.75 と大きい、はるか沖合いに震源を想定していることから、瀬棚町周辺の海岸沿いで震度が大きい、当別町の想定震度は4である。

2 活断層帯について

地震調査研究推進本部が発表しているもののうち、当別町周辺の活断層は次のとおりです。

(1) 石狩地東縁断層帯主部

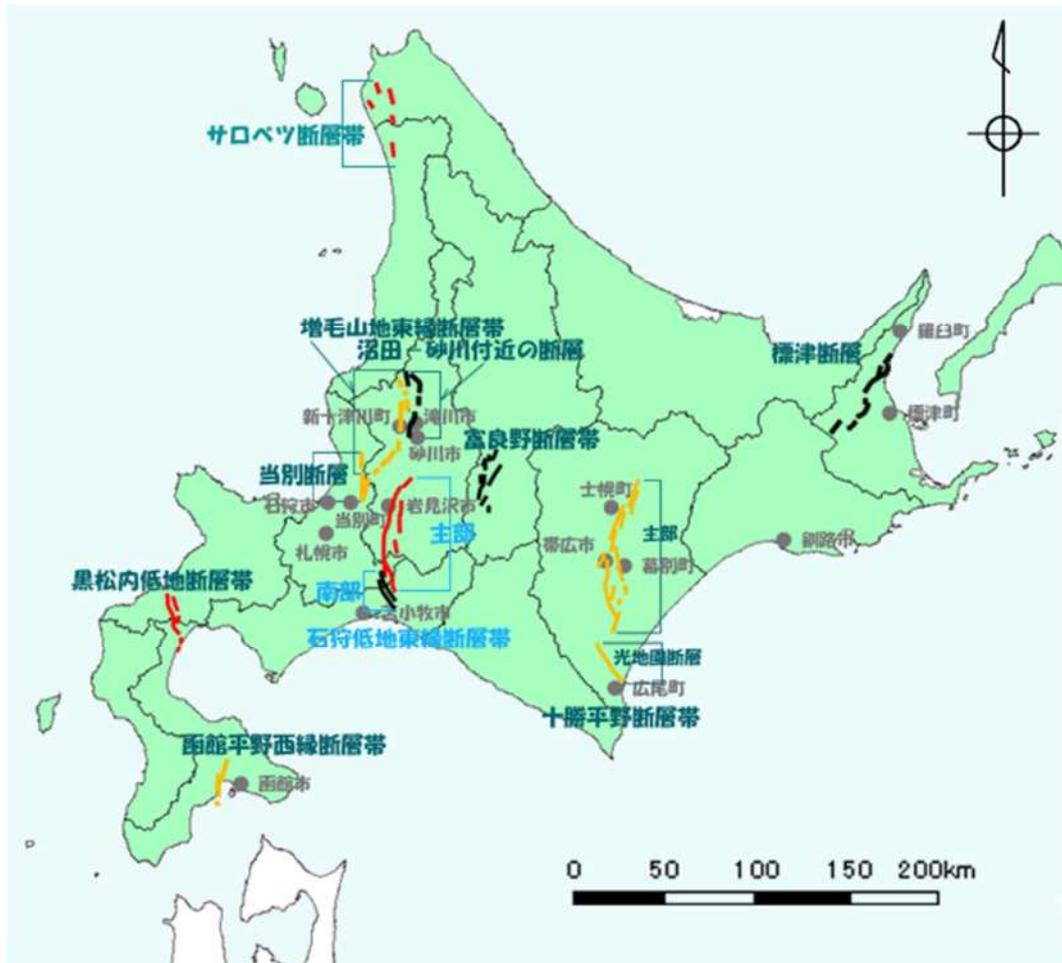
石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9 程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

(2) 当別断層

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0 程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大で2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

(3) 増毛山地東縁断層帯

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8 程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。



当別断層について

当別断層の概要は次のとおりです。

(1) 断層の位置及び形態

当別断層は、北海道石狩郡当別町二番川付近から同本中小屋付近にかけて、南北方向に延びている。長さが約20kmで、西側が東側に対して相対的に隆起する活断層である。

(2) 断層の過去の活動

当別断層の平均的な上下方向のずれの速度は、0.1–0.2m/千年程度で、最新の活動は約1万1千年以後、約2千2百年前以前にあった可能性がある。

活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に1.5m程度隆起した可能性がある。

本断層の平均的な活動間隔は7千5百–1万5千年程度であった可能性がある。

(3) 断層の将来の活動

当別断層は、全体が一つの活動区間として活動した場合、M7.0 程度の地震が発生する可能性がある。また、その時、断層の近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に1.5m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。本断層の将来の地震発生確率は、今後30年の間に発生する確率が0~2%と予測されており、国内の活断層の中でもその発生確率はやや高いグループに属している。



1 : 一番川南部地点 2 : 青山中央神社地点

● : 断層の北端と南端

活断層の位置は文献1に基づく。断層(b)については、その断層線を台地と平野の境界付近に認める見解があるので、参考までにその代表として文献5によるものを(b')として示した。

基図は国土地理院発行数値地図200000「留萌」「札幌」を使用。

第2章 地震に強いまちづくり

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

地震防災知識の普及・啓発

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町及び防災関係機関は、町職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町及び防災関係機関は、町民等に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
 - (イ) 地震に関する一般知識
 - (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品や緊急医療の準備
 - (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - (オ) 災害情報の正確な入手方法
 - (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
 - (キ) 自動車運転時の心得
 - (ク) 救出・救護に関する事項
 - (ケ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - (コ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - (サ) **要配慮者**への配慮
 - (シ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(地震における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3章 災害応急対策計画

地震災害時に被害の拡大を防止するため、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立します。

災害応急対策計画

1 災害対策体制

町職員の動員配備

| 種別 | 配備時期 | 配備内容 | 配備体制 |
|--------|-------------------------------------|--|-----------|
| 第1非常配備 | 震度4の地震が発生したとき | 情報連絡のため各部の少数の人員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 | 各班長等 |
| 第2非常配備 | 1 震度5弱の地震が発生したとき 2 大規模な停電が発生したとき | 関係各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。 | 各班長及び必要班員 |
| 第3非常配備 | 震度5強以上の地震が発生したとき | 対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 | 全職員 |

災害広報計画

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、町民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

1 災害情報の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

総務部長は、本部長の承認を得て報道機関への災害情報の発表及び町民等に対する災害情報の提供並びに広報活動を実施するものとする。

(2) 町民等及び被災者に対する広報の方法及び内容

(ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の利用

(イ) 広報誌、チラシ類の印刷物の利用

(ウ) 広報車両の利用

(エ) 電話・文書等による自主防災組織への連絡

(オ) インターネット・SNS、町ホームページの利用

(カ) メール配信

(キ) 自動販売機を活用した文字情報システムの利用

(3) 町民等及び被災者に対する広報事項

(ア) 災害の状況に関する情報

(イ) 避難に関する情報

- a 避難指示に関する事
- b 避難所の開設に関する事
- c 避難経路に関する事

(ウ) 応急対策の状況に関する情報

- a 救護所の開設に関する事
- b 交通機関、道路の復旧に関する事
- c 電気、水道等の復旧に関する事

(エ) その他町民生活に必要な情報

- a 給水、給食に関する事
- b 電気、ガス、水道による二次災害の防止に関する事
- c 防疫に関する事